

令和4年6~7月

第3期

タクシー事業者対象

LPガス価格高騰分相当への

補助金 交付します!



福祉タクシーも
対象です

補助金に関する不明な点は、下記までお気軽にお問合せください。

タクシー事業者に対する
燃料価格激変緩和対策事業事務局

TEL: 050-5527-9282 【受付時間】
平日10:00~16:00(土日祝日を除く)
HP: <https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

QRコード



国土交通省

執行団体:



パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助対象

補助金を申請できるのは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項ハに規定する「**一般乗用旅客自動車運送事業**」を**経営するタクシー事業者**です。

- ① **タクシー事業者(福祉タクシー含む)※**
- ② **令和4年6月1日(水)～7月31日(日)に稼働していた車両**
- ③ **燃料区分はLPガスに限る**

※補助対象事業者についての詳細は、ホームページ上の公募要領をご確認ください。
申請は事業許可を取得している事業者単位とし、1事業者での申請は1回のみとします。

申請方法と申請受付期間

以下の①②では、それぞれ申請方法が異なります。

ホームページへアクセスし、案内にしたがって申請を進めて下さい。

- ①: 第1期(1月～3月対象)・第2期(4月～5月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方
- ②: ①に当てはまらない方(第1期・第2期いずれかのみで交付決定通知書を受け取っている方・初めて申請の方)

① 第1期(1月～3月対象)・第2期(4月～5月対象)の両方で交付決定通知書を受け取っている方

第1期および第2期の申請情報をもとに確認データを事務局からお送りし、お申し込みを簡単に進められます。
また、早ければ2週間程度で入金されます。



ホームページで確認データを請求
もしくはメールで確認データの請求
(第1期・第2期の交付決定通知番号を準備)



事務局よりメールで確認データを送付



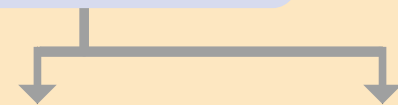
メール申請
確認データを確認し、申請書類としてメール送信

② ①に当てはまらない方 (第1期・第2期いずれかのみで交付決定通知を受け取っている方、または本補助金を初めて申請する方)

ホームページから申請書類をダウンロードして頂き
メール・ホームページのいずれかの方法でご申請下さい。



申請書類をダウンロード



メール申請



申請書類をメール送信

ホームページ申請



申請書類をアップロード

申請受付開始

申請受付終了

メール等

令和4年8月2日(火) 14:00～

令和4年9月15日(木) 16:00

ホームページ

